

市報第 8 号電力料金支払請求事件に係る訴えの提起についての専決処分報告

1 経過

(1) 平成 27 年 4 月 1 日

27 年度に日本ロジテック協同組合（以下「ロジテック」という。）との間で、資源循環局旭工場の余剰電力の売却契約（以下「契約 1」という。）、資源循環局金沢工場及び環境創造局南部汚泥資源化センターの余剰電力の売却契約（以下「契約 2」という。）、環境創造局北部下水道センター太陽光発電所の余剰電力の売却契約（以下「契約 3」という。）をそれぞれ締結しました。

(2) 平成 27 年 6 月から平成 28 年 2 月まで

4 月分から各月の電力料金の支払いが遅延し、文書による督促などを行い、遅れながらもロジテックからの支払いはありました。しかし、契約 1、契約 2 については、9 月分から、契約 3 については、12 月分から支払われなくなりました。

(3) 平成 28 年 1 月 21 日

未払いの電力料金を回収するために、ロジテックが 4 区役所（保土ヶ谷、栄、戸塚、瀬谷）と買電契約を締結している電気代（12 月分）と契約 2 の未払い分について対等額で相殺しました。

債務不履行を理由として、契約 1 を解除しました。

(4) 平成 28 年 1 月 24 日

債務不履行を理由として、契約 2 を解除しました。

(5) 平成 28 年 2 月 25 日

4 区役所の電気代（1 月分）と契約 1 の未払い分について対等額で相殺しました。

(6) 平成 28 年 3 月 4 日

債務不履行を理由として、契約 3 を解除しました。

(7) 平成 28 年 3 月 9 日

4 区役所の電気代（2 月分）と契約 2 の未払い分について対等額で相殺しました。

(8) 平成 28 年 4 月 7 日

4 区役所の電気代（3 月分）と契約 2 の未払い分について対等額で相殺しました。

また、この間、債権回収に向け、ロジテックの財産調査を実施し、資産の散逸を防ぐために、3 月 4 日から仮差押の手続きを開始しました。その結果、3 月 25 日までに、ロジテックから電気を購入していた者が支払う電気代などについて、仮差押を行いました。

2 専決処分

仮差押によりロジテックの財産保全を図ることが出来たこと、及びロジテックが4区役所と買電契約を締結している電気代との相殺が終了し債権額が確定したことから、4月14日に未払金の支払いを求める訴えの提起を横浜地方裁判所に行いました。

訴えの提起については、議会への議決が必要となりますが、債権額確定後、速やかな未払金の回収に向けて、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長専決処分を行いました。

【民事訴訟の請求内容】

- ・資源循環局の電力料金 673,279,367円
 - ・環境創造局の電力料金 2,466,744円
 - ・既に金額が確定した延滞金 5,053,140円
- 及びそれぞれの支払い済みに至るまでの延滞金並びに遅延損害金、訴訟費用

3 今後の対応

(1) 債権回収の取組

ロジテックは平成28年4月15日東京地方裁判所から自己破産の手続開始決定が出されましたので、今後は、破産管財人が財産を処分して債権者に分配するといった破産法に沿った手続きの中で、本市も回収に努めてまいります。

(2) 検証などの取組

今回の事案について、これまでの当局の対応を振り返り、今後の業務に生かしていくため、局内プロジェクトを立上げ、検証作業を進めます。

9月下旬を目途に取りまとめ、市会等へご報告します。

ア 内容

- (ア) 余剰電力の契約の仕組
- (イ) 入金等の情報の把握
- (ウ) 遅延発生後の対応
- (エ) 上記内容を踏まえた対応
- (オ) その他

イ 体制

局内責任職

※ アドバイザーとして公認会計士等の外部有識者（2名）